

【新聞各社のおことわり・見解一覧】

●朝日新聞 2022 年 4 月 9 日付朝刊

〈おことわり〉改正少年法を受け、本社は甲府市で 2021 年に起きた放火殺人事件について、事件の重大性などを考慮し、起訴された少年を実名で報じません。

* 関連記事

重大性など考慮し実名報道を判断します

朝日新聞は事件記事について実名報道を原則としています。ただし、少年については、更生（立ち直り）に配慮して実名や顔写真などの報道を禁じる少年法の規定に従い、基本的に匿名で報じてきました。

4 月からは、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法とともに改正少年法も施行され、「特定少年」と位置づけた 18 歳、19 歳のときの犯罪で起訴された場合は、この規定の対象外となりました。少年法上は 20 歳未満は引き続き少年として扱われますが、「特定少年」の犯罪は、17 歳以下とは異なる取り扱いが認められます。検察は「特定少年」を起訴する際、裁判員裁判対象事件を中心に実名で広報する方針を示しています。一方で、少年の健全育成や更生を重視する少年法の趣旨は変わっていません。

本社はこうした状況を踏まえ、今後、「特定少年」が起訴された場合、事件の重大性、社会に与えた影響などを総合的に考慮して、実名で報じることもあります。

●読売新聞 2022 年 4 月 9 日付朝刊

〈おことわり〉読売新聞社はこの事件について、これまで容疑者を匿名で報道してきましたが、2 人の命が失われた事件の重大性や社会的影響などを検討した結果、実名で報じることが適切と判断しました。

●毎日新聞 2022 年 4 月 9 日付朝刊

〈おことわり〉起訴された特定少年について、毎日新聞は個別事件ごとに実名か匿名かを判断します。甲府市の夫婦殺害事件は、重大な被害をもたらした社会的関心の高い事例であることを踏まえ、実名報道が妥当と判断しました。

●日本経済新聞 2022 年 4 月 9 日付朝刊

〈お断り〉少年法改正で 18、19 歳の「特定少年」について起訴後の実名報道が解禁されました。日本経済新聞は同法改正の趣旨を踏まえ、事件の結果の重大性や社会的影響などを総合的に検討した結果、今回は実名とします。

●産経新聞 2022 年 4 月 9 日付朝刊

事件の重大性考慮し判断 「特定少年」実名報道

4 月 1 日に改正少年法が施行され、犯罪を起こして正式に起訴された 18 歳、19 歳の「特定少年」については、実名報道が可能となりました。

少年法 61 条は、容疑者の少年が特定されれば更生を妨げる恐れがあるとして実名や住所、顔写真などを含む報道を禁じています。改正法では 68 条が新設され、特定少年は 61 条の対象から外れました。

最高検察庁は、実名公表の検討対象について「犯罪が重大で地域社会に与える影響も深刻な事案」とする基準を示し、典型例に殺人などの裁判員裁判の対象事件を挙げています。

産経新聞は、重大事件で起訴された特定少年について実名報道を原則としつつ、ケースごとに犯行態様や社会的影響などを検討し、報道内容を決めていきます。

今回の事件では、容疑者が犯行を認めていることや、3 人が死傷し住宅が全焼するという悪質性、結果の重大性を考慮。少年法の本質である更生の可能性をかんがみても、実名報道が公共の利益にかなない、国民の「知る権利」に応えるものと判断しました。

●東京新聞（中日新聞）2022年4月9日付朝刊

特定少年 匿名報道を続けます

改正少年法の施行で、十八、十九歳の「特定少年」が起訴された場合は実名報道の禁止が解除されたことに伴い、甲府地検は八日に起訴した十九歳の被告の男の実名を公表した。

東京新聞は、事件や事故の報道で実名報道を原則としていますが、二十歳未満については健全育成を目的とした少年法の理念を尊重し、死刑が確定した後も匿名で報道してきました。

少年法の改正後もこの考え方を原則維持します。社会への影響が特に重大な事案については、例外的に実名での報道を検討することとし、事件の重大性や社会的影響などを慎重に判断します。

●山梨日日新聞 2022年4月9日付朝刊

特定少年の実名報道 事例ごと慎重に判断 本紙見解

山梨日日新聞は、甲府市蓬沢1丁目で発生した殺人放火事件について、起訴された19歳男を、本紙・電子版で実名報道することにしました。2人の命を奪った事件の重大性、事件が地域社会に与えた影響の大きさなどを踏まえた判断です。

1日に施行された改正少年法で18、19歳の「特定少年」が起訴された際、報道機関による推知報道（実名報道）が解禁されました。本紙は施行を前に編集局の全記者が意見を交わしたほか、少年事件の被害者や専門家らに見解を聞き、議論を深めてきました。

事件報道における実名は、社会が共有すべき公共情報と考えます。事件の当事者が誰なのかを手掛かりに、なぜ事件が起きたのか、周囲の環境にどのような問題があったのか、私たちは取材してきました。社会の仕組みに課題があれば、報道を通じて共有し、より良い社会づくりにつなげるという意味で、実名を報じる必要性は高いと考えます。

犯罪の実相を伝え、事実の検証をするためにも実名報道は不可欠です。起訴された特定少年が公開の法廷で裁かれることから、今回は実名報道が妥当との結論になりました。

一方、実名報道により少年の社会復帰が難しくなることは避けなければなりません。少年の立ち直りを考えつつ、国民の知る権利にどう応えていくか。今後も特定少年が起訴され、氏名が公表された場合は、事例ごとに実名で報道するのか、匿名にするのか慎重に判断していきます。また罪を犯し、更生を目指す少年や、事件に巻き込まれた被害者に社会がどう向き合っていくべきかなのか、読者ととも考えながら報道していきます。